

審査基準及び標準処理期間

所属名	福祉・援護課 恩給・援護担当
内線番号	4616

No.	項目	内容
①	処分名	特別弔慰金を受ける権利の裁定
②	法令名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
③	法令番号	昭和40年法律第100号
④	根拠条項	第4条
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第4条 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行う。
⑦	審査基準	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について (平成27年4月1日社援発0401第2号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 40日
	経由期間	4日
	協議機関	
	当該処分機関	36日
⑫	問合せ	福祉・援護課恩給・援護担当(075-414-4616)
⑬	備考	